【規程番号　神女大Ｖ－032】

神戸女子大学再入学に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第 10 条に基づき、再入学の取扱いに関し必要な事項を定める。

（再入学資格）

第２条　再入学を志願できる者は、学則第 18 条により本学を退学した者あるいは学則第 19 条第２号又は第３号により本学を除籍となった者で当該退学又は除籍の理由が解消している者とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、再入学を認めない。

(1) 在学年限の超過により退学となった者

(2) 学則第 57 条第 3 項に定める懲戒により退学となった者

(3) 再入学した後、再び退学又は除籍となった者

（出願できる学科）

第３条　再入学を願い出ることのできる学部・学科は、退学又は除籍時に在籍していた学部・学科（以下「旧学科」という。）とする。ただし、改組等により旧学科が統合又は廃止されている場合は、本学がこれに相当すると認めた学科とする。

（再入学の時期）

第４条　再入学の許可の時期は、学年のはじめとする。

（出願手続）

第５条　再入学を志望する者は、次の各号に掲げる書類に学則第 34 条に定める検定料を添えて提出するものとする。

(1) 再入学願書（所定様式）

(2) 成績証明書

(3) 健康診断書

(4) 退学又は除籍の理由が解消したことを証明する書類又は説明書

(5) その他本学が必要と認める書類

２　前項の書類は、再入学を希望する前年度の 12 月末日までに提出するものとする。

（選考）

第６条　再入学を志願した者の選考は、書類審査、面接又はその他の方法により行う。

２ 前項の選考方法については、別に定める。

（許可）

第７条　学長は、前条の選考結果に基づき、部局長等会議及び教授会の意見を聴き、再入学を許可することができる。

２　再入学を許可された者には、再入学許可書を交付する。

（既修得単位の取扱）

第８条　再入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いは、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことが

できる。

（再入学年次、在学年限及び修学年限）

第９条　再入学を許可された者の再入学年次は、その入学資格に応じ次のとおりとし、部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

２　再入学年次は在学した期間及び前条による既修得単位を勘案した相当年次とする。

３　再入学を許可された者の在学年限は、旧学科に在学した期間を含め８年とする。

４　再入学を許可された者の修業年限は、旧学科に修業した期間を含め４年とする。

（学則等の適用）

第10条　学則及びその他諸規則は、再入学した当該年次のものを適用する。

（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第９条第３項の在学年限は平成 28 年度以前入学生については６年とする。

附　則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。